

滋賀県にちなんだ新作も上演

おうみ狂言図鑑 2018春公演

大蔵流茂山千五郎家による狂言鑑賞会を開催します。滋賀県にちなんだ新作狂言「Oh, NAMA ZU!？」と古典演目「狐塚」を上演します。

出演
茂山千作、茂山あきら、茂山千三郎、茂山千五郎、茂山宗彦、茂山茂、茂山董司、松本薫、鈴木実、山下守之、時2月25日(日)午後2時から(午後1時30分開場)
場てんびんの里文化学習センターホール
定240人



※一般2,000円、青少年(25歳以下)1,000円(全席指定)
※てんびんの里文化学習センター、ローソンチケットなどで販売
※未就学児入場不可
申てんびんの里文化学習センター
☎0748-48-7100
IP050-5801-7100
FAX0748-48-7105

冬のエコツアー

初めてのスノーシューハイクモニターツアー



動物の足跡や雪景色を楽しみながら、冬の奥永源寺地域を散策します。
時1月28日(日)9:00~15:00ごろ
場道の駅奥永源寺溪流の里(集合)
定10人
¥5,000円(ガイド料、スノーシューレンタル料、昼食代など)
申1月19日(金)まで(申込み先着順)
申東近江市エコツーリズム推進協議会(森と水政策課内)
☎0748-24-5524 FAX0748-24-5560

大人への第一歩、忘れず手続きを

20歳になったら国民年金

日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残った場合や、一家の働き手が亡くなった時などに、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともありますので、「あの時に…」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。

加入の手続きは、保険年金課や各支所、彦根年金事務所へ問い合わせてください。学生や収入が少なく納付が困難な人は、保険料の支払いを猶予・免除する制度がありますので、あわせて相談してください。

- 国民年金の給付は、3種類の基礎年金**
- 老齢基礎年金** 老後を支えます。
 - 障害基礎年金** 病気やケガで障害の状態になった人を支えます。
 - 遺族基礎年金** 亡くなった人により生計を維持されていた「子のある配偶者」や「子」を支えます。

被保険者の種類	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	20歳以上60歳未満の自営業者、農林漁業者、学生など	会社員、公務員など	第2号被保険者に扶養されている配偶者
保険料	国民年金保険料【定額】16,490円(平成29年度)	厚生年金保険料率 18.3%(平成29年9月現在) 労使折半で保険料負担	被保険者本人は保険料負担を要しません。配偶者が加入している年金の保険料が負担

年金手帳は大切に保管しましょう
国民年金や厚生年金に加入すると基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や保険料の納付状況などがこの番号で管理されます。年金手帳は、年金に関する手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。
申彦根年金事務所国民年金課 ☎0749-23-1114
申保険年金課 ☎0748-24-5631
IP050-5801-5631 FAX0748-24-5576

つながり親も子も地域も

共に考え、共に創る

第3回わがまち協働大賞は 東近江ムラサキ紫縁プロジェクト



わがまち協働大賞とは、「協働」で実施されたプロジェクト、活動、行事、制度などの事例を募集し、優良な取組を表彰するものです。応募のあった21事例の中から市民投票、委員や中学生による選考を経て、受賞事例が決まりました。

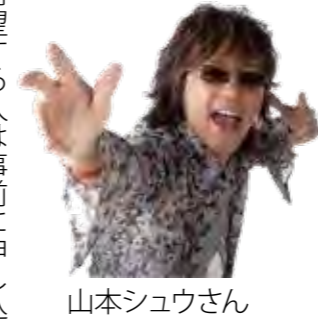
- ◆大賞 東近江市の花紫草を活用した「地域活性化」プロジェクト(東近江ムラサキ紫縁プロジェクト)
 - ◆優秀賞 プレイヤーズファースト～新しい部活のカタチ～(湖東バスケ男子)、新しい地域づくりのための共創の場づくり～住民の力で空家をリノベーション～(一般社団法人中野ヴィレッジハウス)
- 申NPO 法人まちづくりネット東近江 ☎0748-56-1277
IP050-8036-0784 FAX0748-56-1277



第13回東近江市PTA大会

つながりフェスティバル

ラジオDJの山本シュウさんによる講演会、八日市児童合唱団スマッシュによる合唱、Dan, s Studio BANによるストリートダンスの発表、東近江市PTA連絡協議会加盟校の広報紙の展示を行います。
時1月13日(土)午後1時20分から
場八日市文化芸術会館



※託児を希望する人は事前に申し込んでください。(対象 満1歳以上)
申東近江市PTA連絡協議会事務局(生涯学習課)
☎0748-24-5672
IP050-5801-5672
FAX0748-24-1375

認定こども園の園名が決定

本年4月開園

『中野むくのき幼児園』に決定

中野幼稚園とみつくり保育園を移転統合する認定こども園(東中野町)の園名が「中野むくのき幼児園」に決まりました。

中野地区の昭和町には、樹齢600有余年のムクノキがあり、この大木のようにしっかりと大地に根を張り、大きく育ってほしいという願いと、「中野」という地域の名前が多くの人々に親しまれているという理由から公募により選定しました。



65件44作品の応募の中から、山路はるみさん(小脇町)の作品が採用されました。この施設は、本年4月から開園します。
申幼児課
☎0748-24-5647
IP050-5801-5647
FAX0748-23-7501

市からのお知らせを放送

防災情報告知放送システムで 行政情報の放送開始



現在、防災情報告知放送システムの戸別受信機を各世帯へ順次設置し、防災・緊急情報を放送しています。
1月から戸別受信機の動作確認かねて、市政情報やイベント情報などのお知らせや時報を放送します。

- ◆行政情報
 - ◆週間行事予定
 - ◆お知らせ放送(市政情報やイベント情報などを必要に応じて放送)
 - ◆時報
 - ◆ミュージックチャイム
- 毎日、正午と17時(4月～10月は正午と18時)
申広報課
☎0748-24-5611
IP050-5801-5611
FAX0748-24-1457

申告の方法と 日程・会場

★ 申告される皆さんにお願い

- ・収支内訳書、医療費控除の明細書は事前に作成してください。
- ・医療費は高額療養費の手続きを先に済ませてください。

提出方法は次の3つ!

①特設の申告会場で提出する ※混雑の状況により受付時間を繰り上げることがありますので、注意してください。

受付日 (土・日は除く。)	会場・開設時間 (12:00~13:00は除く。)*いずれの申告会場も市内全地区の人が対象です。	
2月7日(水)、 8日(木)	還付の申告 やわらぎホール(能登川支所隣) 9:30~15:30	困医療費控除など還付申告の人 ※作成済の還付の申告書は、1月から 近江八幡税務署へ提出することができます。
2月13日(火)、 14日(水)	八日市文化芸術会館 9:30~15:30	

	A、B、C市民税・県民税の申告、確定申告のいずれも受付	B市民税・県民税の申告のみ受付
2月16日(金) ~ 3月15日(木)	八日市文化芸術会館 開設時間 9:30~16:00 ◆地区相談会場 2月16日(金)~28日(水) ・税理士による事業所得者を中心とした「地区相談会場」が設置されます。(開設時間 9:30~15:30) 困事業所得者・不動産所得者 ※譲渡の相談(土地建物や株式)は行いませんので、近江八幡税務署で申告してください。 ◆税務署の受付印が必要な人は ・2月16日(金)から28日(水)までの税務署の出張申告期間に利用してください。 この期間以外は、東近江市の申告会場では税務署の受付印を押すことができません。 受付印が必要な人は、近江八幡税務署へ直接提出してください。 ◆開設時間の延長 ・3月9日(金)、12日(月) 16:00~19:00	各支所、出張所 開設時間 9:00~16:00 (諸事情により、八日市文化芸術会館に行くことができない人の確定申告に限り受付します。)
	2月20日(火)~23日(金)、 26日(月) 愛東支所 2月16日(金)、 19日(月)~22日(木) 湖東支所 2月23日(金)、 26日(月)~3月1日(木) 五箇荘支所 2月27日(火)~3月2日(金)、 5日(月) 蒲生支所 3月6日(火) 鈴鹿の里コミュニティセンター 3月6日(火)~9日(金)、 12日(月) 永源寺支所 3月2日(金)、 5日(月)~8日(木) 能登川支所	

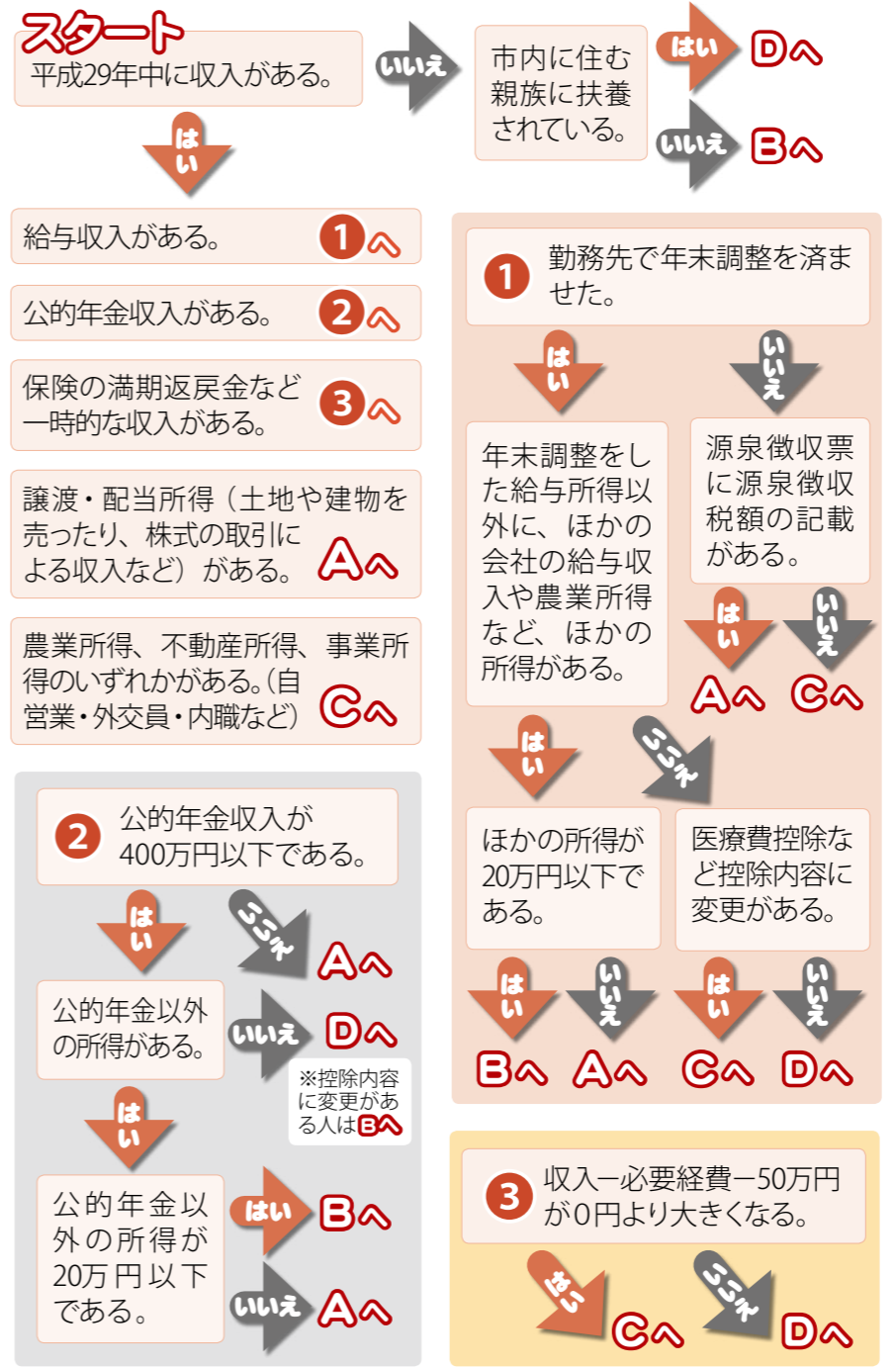
- ②近江八幡税務署へ提出する
〒523-8502 近江八幡市桜宮町243番地2
近江八幡税務署 ☎0748-33-3141
- ③市役所本庁舎・各支所の「申告書提出ポスト」へ投函する
2月7日(水)から3月15日(木)まで、本庁舎は24時間(土・日曜日・祝日を含む。)、支所は平日の8:30~17:15に申告書提出ポストを設置します。

**確定申告に関する
問合せ先**
近江八幡税務署
☎0748-33-3141

**住民税申告に関する
問合せ先**
市民税課
☎0748-24-5604
☎050-5801-5604
FAX 0748-24-5577

◆所得税の申告書作成が自宅で簡単に!
国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を直接税務署に提出することで、会場の混雑を避けることができます。

始めにチェック!
私は**申告**が必要ですか?
★平成30年1月1日現在、本市に住所のある人が対象です。



- A 所得税の確定申告が必要です。**
- B 市民税・県民税の申告が必要です。**
- C 所得税または市民税・県民税の申告が必要です。**
※金額や内容によって、申告の種類が異なります。
- D 申告の必要はありません。**
※所得税の納付・還付が生じる場合や国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの軽減判定、その他の行政サービスを受ける上で申告が必要になる場合があります。

★所得税の確定申告を行うと、市民税・県民税の申告をしたものとみなされます。

市民税・県民税および所得税の 申告はお早めに

平成30年度市民税・県民税と平成29年分所得税の申告の受付が始まります。期間中は大変混み合います。所得税の申告書は自分で作成し、税務署へ郵送することもできます。

市民税課
☎0748-24-5604
☎050-5801-5604
FAX 0748-24-5577

申告はお早めに!
東近江市自書申告キャラクター「ポストん」



確定申告に関する
その他のお知らせ

申告時にご利用を！
「社会保険料納付確認書」
 平成29年中に市で納付の確認ができた国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付確認書を1月中旬に納付義務者へ送付します。平成29年分確定申告の保険料控除として申告する人は、この納付確認書を利用してください。
 なお、年金から引き去りとなっている場合は、年金支払者または日本年金機構などから1月下旬に送付される「源泉徴収票」を利用してください。
問 保険年金課
 ☎ 0748・24・5632
 IP 050・5801・5632
 FAX 0748・24・5576

介護保険の要介護認定を受けている人の控除

◎ 障害者控除

要介護認定を受け、認知症や寝たきり度が重度の満65歳以上の人が対象となります。市発行の『障害者控除対象者認定書』が必要です。
 ※認定書は、市が定める認定基準に基づき交付します。

◎ おむつ代の医療費控除

寝たきりの状態で治療上おむつの使用が必要な場合は、おむつ代が医療費控除の対象になります。初めて医療費控除を受ける人は、医療機関発行の『おむつ使用証明書』、2年目以降の人は、市が発行する『確認書』が必要です。ただし、2年目以降でも「主治医意見書」でおむつの使用が必要であると確認できない場合は、医療機関が発行する『おむつ使用証明書』が必要です。
 ※これらの手続きは、確定申告の前に次の窓口で申請してください。

問 長寿福祉課
 ☎ 0748・24・5678
 IP 050・5801・5678
 FAX 0748・24・1052
 または各支所

本人確認書類の提示または
写し(コピー)の添付が必要です。

本人確認書類

■ マイナンバーカード(顔写真付きのもの)をお持ちの人は
 マイナンバーカードだけで本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

■ マイナンバーカードをお持ちでない人は

番号確認書類 ≪本人のマイナンバーを確認できる書類≫ ・通知カード(顔写真のないもの) ・マイナンバーの記載がある住民票の写しなどのうちいずれか1つ	+	身元確認書類 ≪記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる顔写真付きのもの≫ ・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・在留カード ・パスポート などのうちいずれか1つ
--	---	---

※申告の際にはマイナンバーの記載が必要です。マイナンバーの記載は本人以外に控除対象配偶者や扶養親族の分も必要です。(扶養親族の本人確認書類の写しは不要です。)

ふるさと納税ワンストップ
特例制度を申請された人へ

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは、下記の①～③のすべてに該当する人に適用される、確定申告を行わなくてもふるさと納税による寄附金控除を受けることができる制度です。

- ①平成29年中にふるさと納税を行い、納税先の自治体にワンストップ特例制度を申請した人
- ②確定申告または住民税の申告をしない人
- ③ふるさと納税先の自治体が5団体までの人

上記①～③のすべてに該当する人でも、控除の追加などで申告する場合は、ふるさと納税についてもあわせて申告が必要となります。

控除を追加する証明書にあわせて寄附先の自治体が発行する寄附金控除証明書または受領書を必ず申告会場に持参してください。

申告に必要なもの

- 申告者の本人確認書類
- 「確定申告のお知らせ」はがきまたは申告書(送付されている人は持参してください。)
- 認印(朱肉を必要とする印鑑)
- 源泉徴収票の原本(給与収入や年金収入のある人)
- 社会保険料納付確認書(国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料を納付している人には1月中旬に市役所から送付)
 ※国民年金保険料は、日本年金機構から送付された控除証明書を必ず持参してください。
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- 平成29年中に支払った医療費控除の明細書(医療費控除を受ける人)
 ※事前に受診者、医療機関ごとに集計し、明細書を作成してください。
 ※領収書の添付は**明細書があれば不要**ですが、5年間自宅で保管してください。
- 障害者手帳・療育手帳など(障害者控除を受ける人)
- 収支内訳書(農業や事業、不動産所得のある人)
- 寄附金控除証明書または寄附金の受領書(寄附金控除を受ける人)
- 住宅借入金控除関係書類(住宅借入金等特別控除を受ける2年目以降の人)
- その他の所得や経費の証明書類
- 申告者本人の金融機関の口座が分かるもの(還付を受ける人)

こんなときは税務署で申告を

次の所得などに関する申告は、八日市文化芸術会館・各支所では受付できません。近江八幡税務署で申告してください。

- ① 譲渡所得
 土地・建物の売買や株式の取引による収入などの申告
 上場株式などに係る譲渡損失の損益通算および繰越控除
- ② 配当所得
 上場株式の配当などで申告分離課税の適用を選択したもの
- ③ 青色申告
 ※2月16日(金)～28日(水)の期間のみ八日市文化芸術会館でも受付が可能
- ④ 準確定申告
 亡くなられた人の申告
- ⑤ 先物取引・FX(外国為替証拠金取引)
- ⑥ 住宅借入金等特別控除(初年分)
 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除や住宅耐震改修、住宅特定改修、認定住宅新築等特別税額控除を新たに申告する場合
- ⑦ 過年分(平成28年分以前の申告)

将来への橋渡し 国民年金

公的年金などの源泉徴収票が
送付されます

老齢や退職を支給事由とする年金(老齢年金)は、雑所得として所得税の課税対象になります。そのため老齢年金を受けている人には、1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が日本年金機構から1月下旬に送付されますので、確定申告などの際に提出してください。障害年金・遺族年金は課税の対象でないため、源泉徴収票は送付されません。
 紛失などにより再発行が必要な場合は、次の専用ダイヤルまたは彦根年金事務所へ問い合わせてください。

問 ねんきんダイヤル
 ☎ 0570・05・1165
問 彦根年金事務所お客様相談室
 ☎ 0749・23・1116

国民年金保険料の納付は
口座振替が便利でお得です!

口座振替を利用していただくと、金融機関などに行く手間が省け、納め忘れもなく大変便利です。

口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することで、毎月50円割引される「早割制度」や、現金納付よりも割引額が多い「6カ月前納・1年前納・2年前納」もあります。
 希望される場合は、年金手帳、通帳、届出印を持参のうえ、希望の金融機関または彦根年金事務所、保険年金課、各支所で2月末までに手続きしてください。
■ 現金・クレジットカードでの2年前納
 平成29年4月から、口座振替に加えて現金、クレジットカード納付についても割引額が大きい2年前納を利用できるようになりました。
 クレジットカードでの2年前納の申込期間は2月末までです。

問 彦根年金事務所国民年金課
 ☎ 0749・23・1114
問 保険年金課
 ☎ 0748・24・5631
 IP 050・5801・5631
 FAX 0748・24・5576

■記号の説明・・・時=日時 場=場所 対=対象 定=定員 費=費用

申=申込み 問=問合せ IP=IP電話 FAX=ファックス